# 熊本県公報

号外　第１８号
平成29年3月31日（金）
（毎週　火・金発行）


目　次


条　例
○熊本県税条例等の一部を改正する条例……（税務課）　2
規　則
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……（税務課）　12
告　示
○熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数……（子ども家庭福祉課）　12
○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第６条第５号の知事が別に定める事項の一部改正……（県政情報文書課）　12


本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

１　熊本県税条例の一部改正【第１条】

(1)　法人事業税

事業税の納税義務のある法人の平成２９年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の申告納付の期間を延長する特例措置を講ずることとした。（第４３条関係）

ア　定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度の終了の日から３月以内に当該事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況等にあると認められる場合　県央広域本部長が指定する月数の期間内

イ　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況等にあると認められる場合　県央広域本部長が指定する月数の期間内

(2)　不動産取得税

ア　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成３１年３月３１日まで延長することとした。（附則第７条の２関係）

イ　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成３１年３月３１日まで延長することとした。（附則第８条関係）

ウ　宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後２年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成３１年３月３１日まで延長することとした。（附則第８条の２関係）

(3)　自動車取得税

ア　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する附則第８条の２の２に規定する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成３１年３月３１日まで延長することとした。（附則第８条の３関係）

イ　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置及び税率の特例措置について、対象範囲を平成３２年度燃費基準の下で見直し、平成３０年３月３１日まで延長することとした。（附則第８条の３、附則第８条の３の２関係）

ウ　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、対象範囲を平成３２年度燃費基準の下で見直し、平成３０年３月３１日まで延長することとした。（附則第８条の３の４関係）

(4)　自動車税

ア　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第９条関係）

(ア)　環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの当該登録の翌年度の税率を軽課する特例措置について、対象基準を引き上げた上で２年延長することとした。

(イ)　環境負荷の大きい自動車の税率を重課する特例措置について２年延長することとした。

イ　自動車税の賦課徴収に関する特例を創設することとした。（附則第９条の２関係）

納付すべき自動車税の額について不足額があることを納期限後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として当該認定が取り消されたことによるものであるときは、当該申請をした者等を当該不足額に係る自動車の所有者とみなし、不足額に１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額を課税することとした。

２　熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第２条】

地方消費税の税率の７８分の２２（消費税率換算２．２パーセント）への引上げの施行期日を平成３１年１０月１日とすることとした。（第４８条の４関係）

３　この条例は、平成２９年４月１日から施行することとした。ただし、２の規定は公布の日から施行することとした。

４　所要の経過措置を定めることとした。

## 条　　例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年３月３１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

**熊本県条例第２３号**

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第１条　熊本県税条例（昭和２９年熊本県条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４３条第１項第２号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合は、県央広域本部長が指定する月数の」を「次のア及びイに掲げる場合に該当するときは、当該ア及びイに定める」に改め、同号に次のように加える。

ア　当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（次号アにおいて「定款等」という。）の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該定めの内容を勘案して３月を超え６月を超えない範囲内において県央広域本部長が指定する月数の期間内

イ　当該法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合　県央広域本部長が指定する３月を超える月数の期間内

第４３条第１項第３号中「限る」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から４月以内に当該各事業年度に係る連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合は、県央広域本部長が指定する月数の」を「次のア及びイに掲げる場合に該当するときは、当該ア及びイに定める」に改め、同号に次のように加える。

ア　当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から４月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該定めの内容を勘案して４月を超え６月を超えない範囲内において県央広域本部長が指定する月数の期間内

イ　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の

日から４月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合　県央広域本部長が指定する４月を超える月数の期間内

附則第７条の２中「附則第７条第１６項」を「附則第７条第１５項」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に、「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１６項」に改める。

附則第８条中「平成２９年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に改める。

附則第８条の２第１項中「この項及び次項」を「この条」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に改める。

附則第８条の２の２（見出しを含む。）中「附則第１２条の２の２第１項」を「附則第１２条の２第１項」に改める。

附則第８条の３第１項中「平成２９年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に改め、同条第２項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項第１号中「附則第８条の３の４第１項」を「附則第８条の３の４第１項第１号」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2)　次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第４条の４第１項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）

ア　車両総重量（道路運送車両法第４０条第３号に規定する車両総重量をいう。以下この条、次条及び附則第８条の３の４において同じ。）が３．５トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第４条の４第２項に規定するものに適合するもの

イ　道路運送車両法第４１条の規定により平成２１年１０月１日（車両総重量が３．５トンを超え１２トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成２２年１０月１日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第３項に規定するもの（以下この号において「平成２１年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成２１年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の１０分の９を超えない天然ガス自動車で同条第４項に規定するもの

附則第８条の３第２項第３号中「附則第４条の４第４項」を「附則第４条の４第５項」に、「附則第４条の４第５項」を「附則第４条の４第６項」に、「附則第４条の４第６項」を「附則第４条の４第７項」に、「附則第８条の３の４第１項」を「附則第８条の３の４第１項第３号」に改め、同項第４号ア中「附則第４条の４第７項」を「附則第４条の４第８項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　道路運送車両法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第９項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成３０年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　道路運送車両法第４１条の規定により平成１７年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第１０項に規定するもの（以下この号、次条及び附則第８条の３の４において「平成１７年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３第２項第４号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「この項、次条及び附則第８条の３の４」を「この条から附則第８条の３の４まで」に、「附則第４条の４第９項」を「附則第４条の４第１１項」に改め、「定められたもの（」の次に「次号、」を加え、「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第４条の４第１０項」を「附則第４条の４第１２項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３第２項第４号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「附則第４条の４第１１項」を「附則第４条の４第１３項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３第２項第４号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同項第５号ア中「により」の次に「平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第１７項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成３０年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第４１条の規定により」を加え、「附則第４条の４第１２項」を「附則第４条の４第１８項」に改め、同号イ中「附則第４条の４第１３項」を「附則第４条の４第１９項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年軽油軽中量車基準に適合すること。

b　平成２１年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３第２項第５号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「７．５トン」を「３．５トン」に、「附則第４条の４第１４項」を「附則第４条の４第２０項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　道路運送車両法第４１条の規定により平成２８年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第２１項に規定するもの（次条において「平成２８年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b　道路運送車両法第４１条の規定により平成２１年１０月１日（車両総重量が１２トン以下のものにあっては、平成２２年１０月１日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第２２項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成２１年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３第２項第５号エを削り、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

(5)　石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第３号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第４条の４第１４項に規定するもの

ア　次のいずれかに該当すること。

(ア)　道路運送車両法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第１５項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成３０年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

(イ)　道路運送車両法第４１条の規定により平成１７年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第４条の４第１６項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成１７年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

イ　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１３０を乗じて得た数値以上であること。

附則第８条の３の２第５項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が２．５トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第２７項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前３項又は附則第８条の３の４第６項から第１１項」を「第２項から前項まで又は附則第８条の３の４第６項から第１２項」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第２３項に規定するもの

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(イ)　エネルギー消費効率が平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が２．５トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第２４項に規定するもの

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。
ｂ　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
（イ）　エネルギー消費効率が平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１０５を乗じて得た数値以上であること。
(2)　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第４条の５第２５項に規定するもの
ア　次のいずれかに該当すること。
（ア）　平成３０年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。
（イ）　平成１７年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
イ　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第８条の３の２第５項を同条第８項とし、同条第４項中「前２項又は附則第８条の３の４第６項から第１１項」を「第２項から前項まで又は附則第８条の３の４第６項から第１２項」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に、「１００分の６０」を「１００分の７５」に改め、同項第１号アを削り、同号イ中「附則第４条の５第２０項」を「附則第４条の５第１８項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。
ｂ　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第４項第１号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ中「附則第４条の５第２１項」を「附則第４条の５第１９項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の３を超えないこと。
ｂ　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第４項第１号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第２号ア中「附則第４条の５第２２項」を「附則第４条の５第２０項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成３０年軽油軽中量車基準に適合すること。
ｂ　平成２１年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第４項第２号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第４条の５第２３項」を「附則第４条の５第２１項」に改め、同号ウ中「７．５トン」を「３．５トン」に、「附則第４条の５第２４項」を「附則第４条の５第２２項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成２８年軽油重量車基準に適合すること。
ｂ　平成２１年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第４項第２号エ及びオを削り、同項を同条第７項とし、同条第３項中「前項又は附則第８条の３の４第６項から第１１項」を「前３項又は附則第８条の３の４第６項から第１２項」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に、「１００分の４０」を「１００分の５０」に改め、同項第１号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第４条の５第１２項」を「附則第４条の５第１０項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

（ア）　次のいずれかに該当すること。
ａ　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超え

ないこと。
b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第３項第１号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第４条の５第１３項」を「附則第４条の５第１１項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。
a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の３を超えないこと。
b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第３項第１号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第２号ア中「附則第４条の５第１４項」を「附則第４条の５第１２項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。
a　平成３０年軽油軽中量車基準に適合すること。
b　平成２１年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第３項第２号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第４条の５第１５項」を「附則第４条の５第１３項」に改め、同号ウ中「７．５トン」を「３．５トン」に、「附則第４条の５第１６項」を「附則第４条の５第１４項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。
a　平成２８年軽油重量車基準に適合すること。
b　平成２１年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第３項第２号エ及びオを削り、同項を同条第５項とし、同項の次に次の１項を加える。

６　次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第２項から前項まで又は附則第８条の３の４第６項から第１２項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成３０年３月３１日までに行われたときに限り、第８７条及び第１項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第１項に定める率に１００分の６０を乗じて得た率とする。

(1)　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第１５項に規定するもの

(ア)　次のいずれかに該当すること。
a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。
b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(イ)　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が２．５トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第１６項に規定するもの

(ア)　次のいずれかに該当すること。
a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。
b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(イ)　エネルギー消費効率が平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０を乗じて得た数値以上であること。

(2)　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第４条の５第１７項に規定するもの

ア　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成３０年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

(イ)　平成１７年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

イ　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０を乗じて得た数値以上であること。

附則第８条の３の２第２項中「附則第８条の３の４第６項から第１１項」を「前項又は附則第８条の３の４第６項から第１２項」に、「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に、「前項」を「第１項」に、「１００分の２０」を「１００分の２５」に改め、同項第１号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第４条の５第３項」を「附則第４条の５第２項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第２項第１号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第４条の５第４項」を「附則第４条の５第３項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の３を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

附則第８条の３の２第２項第１号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第２号ア中「附則第４条の５第５項」を「附則第４条の５第４項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年軽油軽中量車基準に適合すること。

b　平成２１年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第２項第２号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第４条の５第６項」を「附則第４条の５第５項」に改め、同号ウ中「７．５トン」を「３．５トン」に、「附則第４条の５第７項」を「附則第４条の５第６項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成２８年軽油重量車基準に適合すること。

b　平成２１年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成２１年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の１０分の９を超えないこと。

附則第８条の３の２第２項第２号エ及びオを削り、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前２項又は附則第８条の３の４第６項から第１２項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成３０年３月３１日までに行われたときに限り、第８７条及び第１項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第１項に定める率に１００分の４０を乗じて得た率とする。

(1)　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第７項に規定するもの

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

b　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(イ)　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１２０を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が２．５トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第８項に規定するもの

(ア)　次のいずれかに該当すること。

a　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

ｂ　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(イ)　エネルギー消費効率が平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１５を乗じて得た数値以上であること。

(2)　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第４条の５第９項に規定するもの

ア　次のいずれかに該当すること。

(ア)　平成３０年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

(イ)　平成１７年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

イ　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１２０を乗じて得た数値以上であること。

附則第８条の３の２第１項の次に次の１項を加える。

２　ガソリン自動車（車両総重量が２．５トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の５第１項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第８条の３の４第６項から第１２項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成３０年３月３１日までに行われたときに限り、第８７条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に１００分の２０を乗じて得た率とする。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　平成３０年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成３０年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

イ　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１２０を乗じて得た数値以上であること。

附則第８条の３の４第１項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項第５号ア(ウ)中「１００分の１８０」を「１００分の１９５」に改め、同項第７号中「附則第８条の３第２項第５号エ」を「附則第８条の３第２項第６号ウ」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「附則第８条の３第２項第５号ア」を「附則第８条の３第２項第６号ア」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号の次に次の１号を加える。

(6)　附則第８条の３第２項第５号に掲げる石油ガス自動車

附則第８条の３の４第２項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　附則第８条の３の２第２項又は第３項第１号に掲げるガソリン自動車

(2)　ガソリン自動車（車両総重量が２．５トン以下のトラックであって、平成２２年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の６第５項に規定するもの

ア　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ　窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

ウ　エネルギー消費効率が平成２２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１５０を乗じて得た数値以上であること。

(3)　附則第８条の３の２第３項第２号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第８条の３の４第３項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項第１号中「附則第８条の３の２第３項第１号」を「附則第８条の３の２第４項第１号又は第５項第１号」に改め、同項第２号ア中「附則第４条の６第７項」を「附則第４条の６第６項」に改め、同号ア(ウ)中「１００分の１５０」を「１００分の１８０」に改め、同号イ中「附則第４条の６第８項」を「附則第４条の６第７項」に改め、同項第３号中「附則第８条の３の２第３項第２号エ又はオ」を「附則第８条の３の２第５項第２号ウ」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　附則第８条の３の２第４項第２号に掲げる石油ガス自動車

附則第８条の３の４第４項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　附則第８条の３の２第６項第１号又は第７項第１号に掲げるガソリン自動車

(2)　次に掲げるガソリン自動車（平成２２年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の６第８項に規定するもの

（ア）　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
（イ）　窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
（ウ）　エネルギー消費効率が平成２２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１６５を乗じて得た数値以上であること。
イ　車両総重量が２．５トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の６第９項に規定するもの
（ア）　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
（イ）　窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
（ウ）　エネルギー消費効率が平成２２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１３８を乗じて得た数値以上であること。
(3)　附則第８条の３の２第６項第２号に掲げる石油ガス自動車
(4)　附則第８条の３の２第７項第２号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第８条の３の４第５項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め、同項各号を次のように改める。
(1)　附則第８条の３の２第８項第１号に掲げるガソリン自動車
(2)　次に掲げるガソリン自動車（平成２２年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の６第１０項に規定するもの
（ア）　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
（イ）　窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
（ウ）　エネルギー消費効率が平成２２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１３８を乗じて得た数値以上であること。
イ　車両総重量が２．５トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第４条の６第１１項に規定するもの
（ア）　平成１７年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
（イ）　窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
（ウ）　エネルギー消費効率が平成２２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１３２を乗じて得た数値以上であること。
(3)　附則第８条の３の２第８項第２号に掲げる石油ガス自動車

附則第８条の３の４第６項から第８項までの規定中「平成２９年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に改め、同条第９項中「平成２９年３月３１日（第４号」を「平成３１年３月３１日（第３号」に、「平成２８年１０月３１日」を「平成３０年１０月３１日」に改め、同項第１号中「（第１１項」の次に「及び第１２項」を加え、「及び第１１項」を「から第１１項まで」に改め、同項第２号中「及び第１１項」を「から第１１項まで」に改め、同項第４号を削り、同条第１０項中「前項第４号に」を「次に」に、「当該取得が平成２８年１１月１日から平成２９年３月３１日」を「第１号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成３０年１１月１日から平成３１年３月３１日までに行われたときに限り、第２号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成２９年４月１日から平成３０年１０月３１日」に改め、同項に次の各号を加える。
(1)　車両総重量が８トンを超え２０トン以下のトラックであって、道路運送車両法第４１条の規定により平成２８年２月１日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成２４年４月１日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
(2)　車両総重量が２０トンを超え２２トン以下のトラックであって、道路運送車両法第４１条の規定により平成２７年９月１日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成２４年４月１日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第８条の３の４第１１項中「平成２９年３月３１日（第５号」を「平成３１年３月３１日（第４号」に、「平成２８年１０月３１日」を「平成３０年１０月３１日」に改め、同項第５号を削り、同条第１２項中「附則第４条の６の２第１５項」を「附則第４条の６の２第１７項」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項の次に次の１項を加える。

１２　車両総重量が１２トンを超えるバス等であって、道路運送車両法第４１条の規定により平成２７年８月１日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第４条の６の２第１５項に規定するものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第４条の６の２第１６項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第８６条第１項の規定の適用については、当該取得が平成３１年３月３１日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、

「取得価額から１７５万円を控除して得た額」とする。
附則第９条第１項中「混合物で同条第４項」を「混合物で同条第３項」に、「平成２８年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第１号中「平成１５年３月３１日」を「平成１８年３月３１日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して１４年を経過した日の属する年度」に改め、同項第２号中「平成１７年３月３１日」を「平成２０年３月３１日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して１２年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第１０１条第１項第１号アの項中「第１０１条第１項第１号ア」を「第１項第１号ア」に改め、同表第１０１条第１項第１号イの項中「第１０１条第１項第１号イ」を「第１項第１号イ」に改め、同表第１０１条第１項第２号アの項中「第１０１条第１項第２号ア」を「第１項第２号ア」に改め、同表第１０１条第１項第２号イの項中「第１０１条第１項第２号イ」を「第１項第２号イ」に改め、同表第１０１条第１項第３号ア(イ)の項中「第１０１条第１項第３号ア(イ)」を「第１項第３号ア(イ)」に改め、同表第１０１条第１項第３号イの項中「第１０１条第１項第３号イ」を「第１項第３号イ」に改め、同表第１０１条第１項第４号アの項中「第１０１条第１項第４号ア」を「第１項第４号ア」に改め、同表第１０１条第１項第４号イの項中「第１０１条第１項第４号イ」を「第１項第４号イ」に改め、同表第１０１条第１項第５号アの項中「第１０１条第１項第５号ア」を「第１項第５号ア」に改め、同表第１０１条第１項第５号イの項中「第１０１条第１項第５号イ」を「第１項第５号イ」に改め、同表第１０１条第２項第１号の項中「第１０１条第２項第１号」を「第２項第１号」に改め、同表第１０１条第２項第２号の項中「第１０１条第２項第２号」を「第２項第２号」に改め、同表第１０１条第４項の項中「第１０１条第４項」を「第４項」に改め、同条第２項中「平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「にあっては平成２７年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第２号中「第４号及び第５号」を「以下この項及び第４項」に改め、「この号」の次に「及び第４項第２号」を加え、同項第３号中「いう」の次に「。第４項第３号において同じ」を加え、同項第４号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「以下この号」を「次項」に、「平成２７年度以降」を「平成３２年度以降」に、「（次項において「平成２７年度基準エネルギー消費効率」という。）に１００分の１２０」を「（第４項及び第５項において「平成３２年度基準エネルギー消費効率」という。）に１００分の１１０」に改め、「かつ平成３２年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成３２年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、「もの（次項」の次に「から第５項まで」を加え、同項第５号中「除く」の次に「。第４項第５号において同じ」を、「規定するもの」の次に「（第４項第５号において「平成２１年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同項の表第１０１条第１項第１号アの項中「第１０１条第１項第１号ア」を「第１項第１号ア」に改め、同表第１０１条第１項第１号イの項中「第１０１条第１項第１号イ」を「第１項第１号イ」に改め、同表第１０１条第１項第２号アの項中「第１０１条第１項第２号ア」を「第１項第２号ア」に改め、同表第１０１条第１項第２号イの項中「第１０１条第１項第２号イ」を「第１項第２号イ」に改め、同表第１０１条第１項第３号ア(ア)の項中「第１０１条第１項第３号ア(ア)」を「第１項第３号ア(ア)」に改め、同表第１０１条第１項第３号ア(イ)の項中「第１０１条第１項第３号ア(イ)」を「第１項第３号ア(イ)」に改め、同表第１０１条第１項第３号イの項中「第１０１条第１項第３号イ」を「第１項第３号イ」に改め、同表第１０１条第１項第４号アの項中「第１０１条第１項第４号ア」を「第１項第４号ア」に改め、同表第１０１条第１項第４号イの項中「第１０１条第１項第４号イ」を「第１項第４号イ」に改め、同表第１０１条第１項第５号アの項中「第１０１条第１項第５号ア」を「第１項第５号ア」に改め、同表第１０１条第１項第５号イの項中「第１０１条第１項第５号イ」を「第１項第５号イ」に改め、同表第１０１条第２項第１号の項中「第１０１条第２項第１号」を「第２項第１号」に改め、同表第１０１条第２項第２号の項中「第１０１条第２項第２号」を「第２項第２号」に改め、同表第１０１条第４項の項中「第１０１条第４項」を「第４項」に改め、同条第３項中「平成２７年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０」を「基準エネルギー消費効率であって平成２７年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに１００分の１２０」に、「平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「にあっては平成２７年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第１０１条第１項第１号アの項中「第１０１条第１項第１号ア」を「第１項第１号ア」に改め、同表第１０１条第１項第１号イの項中「第１０１条第１項第１号イ」を「第１項第１号イ」に改め、同表第１０１条第１項第２号アの項中「第１０１条第１項第２号ア」を「第１項第２号ア」に改め、同表第１０１条第１項第２号イの項中「第１０１条第１項第２号イ」を「第１項第２号イ」に改め、同表第１０１条第１項第３号ア(ア)の項中「第１０１条第１項第３号ア(ア)」を「第１項第３号ア(ア)」に改め、同表第１０１条第１項第３号ア(イ)の項中「第１０１条第１項第３号ア(イ)」を「第１項第３号ア(イ)」に改め、同表第１０１条第１項第３号イの項中「第１

０１条第１項第３号イ」を「第１項第３号イ」に改め、同表第１０１条第１項第４号アの項中「第１０１条第１項第４号ア」を「第１項第４号ア」に改め、同表第１０１条第１項第４号イの項中「第１０１条第１項第４号イ」を「第１項第４号イ」に改め、同表第１０１条第１項第５号アの項中「第１０１条第１項第５号ア」を「第１項第５号ア」に改め、同表第１０１条第１項第５号イの項中「第１０１条第１項第５号イ」を「第１項第５号イ」に改め、同表第１０１条第２項第１号の項中「第１０１条第２項第１号」を「第２項第１号」に改め、同表第１０１条第２項第２号の項中「第１０１条第２項第２号」を「第２項第２号」に改め、同表第１０１条第４項の項中「第１０１条第４項」を「第４項」に改め、同条に次の２項を加える。

４　次に掲げる自動車に対する第１０１条第１項、第２項及び第４項の規定の適用については、当該自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成３０年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成３１年度分の自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)　電気自動車

(2)　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第５条の２第９項に規定するものに適合するもの又は平成２１年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成２１年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の１０分の９を超えないもので省令附則第５条の２第１０項に規定するもの

(3)　充電機能付電力併用自動車

(4)　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１３０を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第５条の２第１１項に規定するもの（次項において「平成３０年窒素酸化物排出許容限度」という。）の２分の１を超えないもので省令附則第５条の２第１２項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成１７年窒素酸化物排出許容限度の４分の１を超えないもので省令附則第５条の２第１３項に規定するもの

(5)　軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第４１条の規定により平成３０年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第５条の２第１４項に規定するものに適合するもの又は平成２１年軽油軽中量車基準に適合するもの

５　エネルギー消費効率が平成３２年度基準エネルギー消費効率に１００分の１１０を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成３０年窒素酸化物排出許容限度の２分の１を超えないもので省令附則第５条の２第１５項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成１７年窒素酸化物排出許容限度の４分の１を超えないもので省令附則第５条の２第１６項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第１０１条第１項、第２項及び第４項の規定の適用については、当該自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成３０年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成３１年度分の自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第９条の次に次の１条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第９条の２　自動車税事務所長は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第２項から第５項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第２項から第５項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第５条の２の２に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　自動車税事務所長は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第１０３条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第１０６条から第１０７条までの規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第２条　熊本県税条例の一部を改正する条例（平成２５年熊本県条例第１３号）の一部を次のように改正する。
附則第１項第３号中「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　第１条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第４３条第１項の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
３　新条例附則第８条の３、附則第８条の３の２及び附則第８条の３の４の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
４　新条例附則第９条及び附則第９条の２の規定は、平成２９年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成２８年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

## 規　　則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成２９年３月３１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

**熊本県規則第２０号**
熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則（昭和３０年熊本県規則第４号）の一部を次のように改正する。
第３３条の４ただし書中「及び８００から８９９」を「、８００から８９９まで、８０Ａから８９Ｚまで、８Ａ０から８Ｚ９まで及び８ＡＡから８ＺＺ」に改める。
別記第２号の２様式中「ゴルフ場利用税領収書」を「ゴルフ場利用税領収証書」に改める。
別記第３号の４様式（表２）中「自動車税納税通知書兼領収書」を「自動車税納税通知書兼領収証書」に改め、同様式（裏２）中「この証明書は車検の時に必要です。大切に保管して下さい。車検の際には、右の点線部分をはさみ等で切り取ってお使いください。」を削る。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

## 告　　示

**熊本県告示第４２５号の２**
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１３条第２項及び第６項の規定により、県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数並びに同条第５項の指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のように定め、平成２９年４月１日から施行する。
なお、平成２８年９月２９日熊本県告示第８３３号の２（熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数）は、平成２９年３月３１日限り廃止する。
平成２９年３月３１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫
１　児童福祉司の数
熊本県中央児童相談所にあっては１４人と、熊本県八代児童相談所にあっては４人とする。
２　児童福祉法第１３条第５項の指導及び教育を行う児童福祉司の数
熊本県中央児童相談所にあっては、２人とする。

---

**熊本県告示第４２５号の３**
平成２５年４月５日熊本県告示第４４７号（熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第６条第５号の知事が別に定める事項）の一部を次のように改正し、平成２９年４月１日から施行する。
平成２９年３月３１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫
１０中「及び平成２６年発生鳥インフルエンザ対策」を「、平成２６年発生鳥インフルエンザ対策及び平成２８年発生鳥インフルエンザ対策」に改める。
１１の次に次のように加える。

１２　平成２８年熊本地震による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興に関する事項